

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人産業能率大学
② 設置大学名称	産業能率大学
③ 担当部署	総務部総務課
④ 問合せ先	03-3704-9030 sannohojokin@hj.sanno.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	2026年8月27日
⑥ 点検結果の公表日	2026年8月28日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.sanno.ac.jp/admin/organiza/outline.html
⑧ 本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

自由が丘産能短期大学も産業能率大学と同様に、法人全体のガバナンス体制のもとで、運営をしております。そのため、当該点検結果報告書は、自由が丘産能短期大学の遵守（実施）状況も含めて作成しております。

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、法人の基本理念、使命・目的、そして教育・研究に関する目的については、ホームページ、寄附行為、学則、入学案内などに明示している。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	大学院、大学、短期大学において、各々ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの一貫性については、シラバスを通じて学生に周知し学生による「授業評価アンケート」において学修成果を確認し教育改善に活用している。また、大学通学課程ではアドミッション・ポリシーに基づき、目的適合型入試としてキャリア教育接続入試などを実施している。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	大学では、学長の下に学部の運営責任者として学部長を、短期大学では学科の運営責任者として学科長をそれぞれ配置し、運営に必要な事項に対応している。また、学長の諮問機関として各種諮問委員会を設置し、教学に関する事項を審議のうえ学長に答申することで、教学組織の権限と役割を明確にしている。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	毎年度、大学学長が策定する「大学通学課程（学部および大学院）の活動方針」および「大学通信教育課程の活動方針」、短期大学長が策定する「短大の活動方針」において、「教職協働」に向けた具体的な施策を設定するとともに、教員と職員が参加する各種委員会において教学上の課題解決に向けた体制を整備し、教育・研究活動の組織的かつ効果的な管理・運営に努めている。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質向上を目的として、ファカルティ・ディベロップメント（FD）およびスタッフ・ディベロップメント（SD）に関する研修方針を策定し、年間計画を立案のうえ、研修を実施している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	本学の中期的な内外環境および各部門の実情を踏まえて、中期経営計画を策定し、評議員会、理事会の審議を経て決定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期経営計画において、毎年度、収支にかかる計画と実績対比についての進捗を確認し、その進捗状況を評議員会および理事会に報告をしている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学は設立以来「マネジメントの思想と理念を実践する人材の育成」を一貫して目指し、実学教育を行う大学として社会の要請に応えるべく、建学の精神および基本理念の具現化として、「教育中心型の大学として高い評価を得る」ことを将来ビジョンに掲げ、その実現と質的向上に努めている。大学院、大学通信教育課程、短期大学においては、社会人学生を受け入れ、各々の学修目的に適った学修機会を提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学では、教育研究の成果を社会に還元することを目的として、大学および短期大学において、以下のように正規の授業科目として、社会および地域課題の解決に向けた取り組みを展開している。 【大学通学課程】 情報マネジメント学部では、「地域ブランド創造プロジェクト」の科目を開講し、二宮町の地域ブランドである「湘南オーリーブ」の認知度向上を目指し、さまざまな活動を通じて成果を上げている。 経営学部では、学生は自由が丘の街を舞台に、その地域課題に取り組む「自由が丘イベントコラボレーション」、「自由が丘スイーツプロモーション」および「自由が丘コンシェルジュ」等の科目を開講し、自由が丘の街との連携を推進している。 【大学通信教育課程および短期大学（通信教育課程）】 自由が丘商店街の方を担当講師とする「自由が丘とブランディング」の科目を開講しており、自由が丘の街との連携を推進している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な背景を持つ学生の受け入れを促進するため、国際交流課を設置し、支援体制を整えている。教職員の受け入れについては、人事部において、育児・介護休業法の改正等に伴い、その就業環境の整備に努めている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	理事・監事・評議員において、各 1 名ずつ女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成を「寄附行為」に定め、明確にしている。 また、「寄附行為」に基づき、理事選任機関を理事会とし、評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、定期的開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催し、「法令」及び「寄附行為」に従い、必要な事項については、評議員会の意見を聴いたうえで、重要事項を審議している。 理事会から委任された事項については、理事長及び常勤理事（業務執行理事）で構成される常勤理事会で審議し、執行している。 なお、理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為に基づき、理事会と評議員会で協議を行うこととなっている。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	毎月、発行している学内の活動を掲載している学内広報誌を送付し、理事への情報提供に努めている。また、学内の教職員に実施している個人情報保護関連の「プライバシーマーク研修」のテキスト等を理事に送付し、研修機会の提供を図っている。

原則３－２ 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に基づき、評議員会で決議している、なお、常勤監事においては、評議員会で選任された監事の中から、理事会の決議により選任している。そして、会計監査人については、「寄附行為」に基づき、評議員会の決議により選任している。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事は、会計監査人及び内部監査部と定期的な情報交換を実施し、必要に応じて、調査を行う等の連携をしており、適切に監査を実施している。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	毎月、発行している学内の活動を掲載している学内広報誌を監事に送付し、情報提供に努めている。また、文部科学省が主催する監事研修会の受講案内や学内の教職員に実施している個人情報保護関連の「プライバシーマーク研修」のテキスト等を監事に送付し、研修機会の提供を図っている。

原則３－３ 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数と属性・構成割合について「寄附行為」に定め、明確にしている。 評議員の選任については、「寄附行為」に基づき、適切に選任している。
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の決議事項、評議員の役割を「寄附行為」に定め、明確にするとともに、評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」に定め、適切に運営している。 なお、理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為に基づき、理事会と評議員会で協議を行うこととなっている。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	毎月、発行している学内の活動を掲載している学内広報誌を評議員に送付し、情報提供に努めている。また、学内の教職員に実施している個人情報保護関連の「プライバシーマーク研修」のテキスト等を評議員に送付し、研修機会の提供を図っている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理として、危機管理規程、リスクマネジメントのための報告・連絡規程や防災管理規程等の規程を整備しており、当該規程類に基づき、運用している。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	理事及び教職員の職務の執行が「法令」や「寄附行為」等に適合しているのかを確認するために、内部監査部による監査を実施しており、法令等遵守のための体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	大学ウェブサイトの情報公開については、「寄附行為」等の各種規程に基づき、情報を公開している。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学生・保護者・卒業生・地域社会などのステークホルダーに向けて、ホームページ、SNS、紙媒体などを目的に応じて活用し、本学の活動に対する理解促進を図るため、効果的な情報発信を行っている。 また、大学通学課程においては、保護者専用ポータルサイトを開設し、ご子女の履修情報、出席情報、成績情報、シラバス、学生向け総合ガイドブック「ANGLE」などを閲覧できる環境を整備している。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明